
令和　08　年度　　設　計　積　算　書　表　紙（　　当初　　）

設　計　書　番　号	年度 08
（工　事　・　業　務）名	市道市役所前通街路樹管理業務委託（中央区その５）
（工　事・業　務）箇所	相模原市中央区星が丘１丁目ほか地内
(河川・路線・区域)名	市道市役所前通
単　価　採　用　地　区　名	相模原
事　　業　　区　　分	単費
工　　期	契約日から　　令和　09　年　02　月　26　日　　まで
設　　計　　金　　額	（　　円） 円
設　　計　　概　　要	植栽維持工　一式
（起　工・変　更）理由	

相模原市

位置図



縮尺 1:5,000

市道市役所前通街路樹管理業務委託（中央区その５）

中央土木事務所

令和　08　年度　　設　計　積　算　書　表　紙（　　当初　　）

＜支出科目＞

款	
項	
目	
目の細目	
節	

＜合併区分情報＞

合併処理設定	しない	
	区　分　1	
	区　分　2	
	区　分　3	
	区　分　4	
	区　分　5	
	区　分　6	
	区　分　7	
	区　分　8	
	区　分　9	

＜全体金額情報＞

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1)or(b2)	備　考
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

相模原市

令和　08　年度　　積　算　諸　条　件　調　書（　　当初　　）

経費等情報	主たる工種	道路維持工事
	施工地域・工事場所区分	大都市（２）
	現場環境改善費計上区分	計上しない
	緊急工事による補正	補正しない
	前払金支出割合	補正しない
	契約保証の方法	金銭的保証
	間接工事費率補正（上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合）	
	共通仮設費率補正	0.00%
	現場管理費率補正	0.00%
	一般管理費率補正	0.00%
	間接労務費・工場管理費計上区分	計上しない
	土木工事標準積算基準書　適用年版	令和08年7月1日適用
	土木工事資材等単価表　適用年版	令和08年10月1日基準
	週休割増補正区分	補正しない
	ICT施工補正区分	補正しない

積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B	31	人日	昼間

（その他情報欄）

相模原市

相模原市

本　工　事　費　内　訳　書

（上段：前　回　下段：今　回）

費目　工種　種別	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
本工事費					
道路維持					
	1	式			
植栽維持工					
	1	式			
樹木･芝生管理工					
	1	式			第 0001 号 内訳書
仮設工					
	1	式			
交通管理工					
	1	式			第 0002 号 内訳書
直接工事費計					
	1	式			
共通仮設費計					
	1	式			
共通仮設費（率分）					
	1	式			【千円止】
純工事費					
	1	式			
現場管理費					
	1	式			【千円止】
工事原価					
	1	式			
一般管理費等					
	1	式			

本　工　事　費　内　訳　書

（上段：前　回　下段：今　回）

費目　工種　種別	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
工事価格					
	1	式			【万円止】
消費税及び地方消費税相当額					
	1	式			10.00%
本工事費計					
	1	式			

第0001号　内訳書　　1　式

樹木･芝生管理工

（上段：前　回　下段：今　回）

名　称	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
(AMA0010) 樹木せん定					第0001号下内
	1	式			
合　計					

第0002号　内訳書　　1　式

交通管理工

（上段：前　回　下段：今　回）

名　称	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
(AMA0060) 交通誘導警備員					第0002号下内
	1	式			
合　計					

第0001号　下位内訳書　　1　式　当り

AMA0010　樹木せん定　　適用年版 T0810

（上段：前　回　下段：今　回）

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
(TJ0010) 高木冬季剪定（ケヤキ） C＝30～60cm未満	1	本			
(TJ0020) 高木冬季剪定（ケヤキ） C＝90～120cm未満	17	本			
(TJ0030) 高木冬季剪定（ケヤキ） C＝120～150cm未満	62	本			
(TJ0040) 高木冬季剪定（ケヤキ） C＝150～180cm未満	38	本			
(TJ0050) 高木冬季剪定（ケヤキ） C＝180～210cm未満	6	本			
(TJ0060) 高木冬季剪定（ケヤキ） C＝210～240cm未満	1	本			
合　計					
	1	式			円／式

第0002号　下位内訳書　　1　式　当り

AMA0060　交通誘導警備員　　適用年版 T0810

（上段：前　回　下段：今　回）

名称	数量	単位	単価	金額	摘要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0001号単価表
合　計					
	1	式			円／式

第0001号　単価表　　1　人日　当り

WB010212　交通誘導警備員B　　適用年版　T0810

名　称	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　要
(R0804) 交通誘導警備員B					[1]
		人			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ[1]					
	1	式			
合　計					
	1	人日			円／人日

登　　録　　単　　価　　一　　覧　　表

単価コード	名　　称	単　位	適用年版	単　　価	資源区分	管理費区分	摘　　要
TJ0010	高木冬季剪定（ケヤキ） C＝30～60cm未満	本	T0810	7,810	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0020	高木冬季剪定（ケヤキ） C＝90～120cm未満	本	T0810	20,300	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0030	高木冬季剪定（ケヤキ） C＝120～150cm未満	本	T0810	25,200	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0040	高木冬季剪定（ケヤキ） C＝150～180cm未満	本	T0810	28,800	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0050	高木冬季剪定（ケヤキ） C＝180～210cm未満	本	T0810	35,000	その他施工単価等	全間接費対象	見積り
TJ0060	高木冬季剪定（ケヤキ） C＝210～240cm未満	本	T0810	42,100	その他施工単価等	全間接費対象	見積り

総　量　集　計　表（参考）［労務費　　］

単価名称／規格	数量（参考）	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人			（R0804）
		式			

総　量　集　計　表（参考）［その他施工単価等　］

単価名称／規格	数量（参考）	単位	単価	金額	摘要
高木冬季剪定（ケヤキ） C＝30～60cm未満	1	本			(TJ0010)
高木冬季剪定（ケヤキ） C＝90～120cm未満	17	本			(TJ0020)
高木冬季剪定（ケヤキ） C＝120～150cm未満	62	本			(TJ0030)
高木冬季剪定（ケヤキ） C＝150～180cm未満	38	本			(TJ0040)
高木冬季剪定（ケヤキ） C＝180～210cm未満	6	本			(TJ0050)
高木冬季剪定（ケヤキ） C＝210～240cm未満	1	本			(TJ0060)
	1	式			

令和8年度　市道市役所前通街路樹管理業務委託(中央区その5)

図面番号	剪定種別	樹種別	路線名	目通り幹周 ～29 cm	30～59 cm	60～89 cm	90～119 cm	120～149 cm	150～179 cm	180～209 cm	210～239 cm	240～ cm	合計	摘要
	高木冬季剪定(ケヤキ)	ケヤキ	市役所前通		1		12	21	7	1			42	県道大蔵町～横山鹿沼
	〃	〃	〃					12	11	2			25	横山鹿沼～下九沢淵野辺
	〃	〃	〃				3	17	11	3	1		35	下九沢淵野辺～横山鹿沼
	〃	〃	〃				2	12	9				23	横山鹿沼～県道大蔵町
	計				1		17	62	38	6	1		125	

現　場　説　明　書

業務名　　市道市役所前通街路樹管理業務委託（中央区その５）

１．配布図書

契約条件になるもの

■ 設計積算書（表紙）	１式	■ 位置図	１式
■ 現場説明書	１式	■ 仕様書及び特記仕様書	１式
■ 低木・中木・高木剪定仕様	１式	■ 土木工事仕様書等一覧（※１）	１式

※１　土木工事仕様書等は市ホームページに掲載されています。

（掲載先）トップページ≫市政情報≫公共工事の技術・積算

契約条件にならないもの

■ 積算参考図書　　１式

・設計積算書（単価抜き）の一位単価表まで

・登録単価一覧表、総量集計表

２．参加資格条件

・本委託は、自社で（社）日本造園建設業協会の認定資格である街路樹剪定士の資格を有するものを雇用していることを条件とする。

３．施工の条件明示

・受注後速やかに、委託範囲内の樹木の状態及び周辺状況等を確認し、街路樹の維持管理上特筆すべき事項（倒木の危険、根上がり及び枝葉の越境等）を監督員に報告すること。また、その際に、発注数量や過年度の成果品等と現地を確認し、数量に増減がある場合は合わせて報告すること。

・剪定枝および幹・太枝の処分については、発注者が貸与する搬入カードを使用すること。

・剪定枝搬入量及び幹・太枝等搬入量は、数量調書を作成し伝票の写しを出来形書類に添付すること。

・交通誘導警備員の配置は次のとおりとする。

工　　種	交通誘導警備員	施工時間帯	交替要員	区　分
高木剪定	２人/日	昼	無	B

４．土木工事資材等単価について

・入札価格算出にあたって土木工事資材等単価表を参考にする場合には、市ホームページの最新の内容を確認すること。

街路樹管理業務委託仕様書

令和８年１０月

相 模 原 市

第１章　総則

第１節　一般事項

第１条（適用範囲）

１　本仕様書は、相模原市が発注する街路樹管理業務委託（以下「業務」という）に適用する。

２　業務はそれぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行する。

３　本仕様書に定めのない事項については、「相模原市土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）による。

４　仕様について、本仕様書と特記仕様書の記載が異なるときには、特記仕様書を優先する。

第２条（用語の定義）

１　監督員

監督員とは、監督規定により業務の監督を指名された職員をいい、統括監督員、担当監督員を総称していう。

統括監督員とは、監督業務全般の統括及び担当監督員の指揮監督を行う者をいう。

監督員とは、契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議に関すること、設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の作業状況の検査（確認を含む。）に関することを職務とする。

２　契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

３　設計図書

設計図書とは、位置図、委託設計書表紙（単価抜き）、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。

４　指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

５　承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

６　協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

７　提示

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

８　街路樹

道路法第２条第２項第２号で定める「道路上の並木」、及び道路構造令第２条第１項第１８号で定める「植樹帯」に植栽される樹木及び地被類のほか、都市緑化のため道路に計画的に植栽されるものをいう。

９　道路

道路法により道路管理者である相模原市が管理する、又は将来管理することとなる道路の区域をいう。

第３条（関係法規の遵守）

受注者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第４条（現場体制及び住民への対応等）

１　受注者は、技術及び経験を有する現場代理人を現場に常駐させて、所定の業務に従事させること。

２　受注者は、適正な業務の進捗を図るために十分な数の作業員を配置し、（社）日本造園建設業協会の認定資格である街路樹剪定士の資格を有するものを現場に配置すること。

３　受注者は、業務にあたり通行者及び周辺住民等に配慮し、紛争等を起こさないようにするものとする。

４　受注者は、業務箇所が他の工事や業務と隣接及び重複した場合については、常に相互協力し、紛争等の防止を図るものとする。

５　受注者は、業務実施の都合上、休日（祝日を含む）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議し承認を得るものとする。

６　受注者は、業務に関し、地元住民から要望などがあったとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第５条（業務看板の設置）

１　受注者は、業務に先立ち作業現場または通行者などが見やすい位置に業務内容を示す看板を設置するものとする。

２　業務看板については、業務名等必要な項目を明記するものとする。

第６条（後片付け）

受注者は、業務の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第７条（提出書類）

受注者は、提出書類を委託契約書に基づいて、監督員に提出するものとする。

第２節　業務の監理

第８条（業務計画書）

１　受注者は、業務の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と十分調整の上、業務計画書を提出し、これを遵守し業務の履行にあたらなければならない。

２　業務計画書には次の事項について記載すること。

（１）　計画工程表

（２）　安全管理

ア．安全衛生管理（組織表のみ）

イ．免許・資格等一覧表

（３）　履行方法

（４）　履行管理計画

（５）　緊急時の体制及び対応

（６）　交通管理及び道路使用許可書の添付

（７）　その他

第９条（現場の工程管理）

１　受注者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。

２　各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と調整し進めるものとする。

３　受注者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、監督員と協議し承諾を受けるものとする。

第１０条（業務中の安全管理）

１　受注者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。

２　受注者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報等の情報を把握し、常にこれに対処できるように準備しておくものとする。

３　架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社、通信会社等との立会について、監督員に申し出て、協議すること。

４　作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で道路や近隣に散乱しないよう注意すること。

５　作業に従事する者は、ヘルメット、安全靴、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。

６　受注者は、事故などが発生した場合には、被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過及び被害の内容について、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

７　受注者は、定期的（業務着手時及び作業期間中の月次）に業務の現場に即した安全に関する研修、訓練等を実施するものとする。

第１１条（原状復旧及び賠償）

１　受注者は、作業にあたり、道路並びに道路付属物及び占用物件等の周辺施設などを損傷させないよう注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行うこと。また、受注者の負担において原状に復旧し、報告すること。

２　受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

第１２条（過積載の防止）

受注者は、剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第１３条（記録写真）

記録写真は、相模原市土木工事写真管理基準により撮影するとともに、整理、保管し、検査時に提出すること。

第３節　業務の完了

第１４条（業務の検査）

１　受注者は、委託契約書に基づく検査を受けなければならない。

２　受注者は、検査にあたり、以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に監督員に１部提出するものとする。

（１）　出来形数量表
（２）　出来形数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書など）
（３）　処分伝票の写し及び集計表
（４）　交通誘導警備員伝票の写し及び日誌
（５）　打合せ簿
（６）　業務日誌
（７）　記録写真
（８）　安全訓練等の記録（使用した資料等含む）
（９）　その他監督員が必要と認めた書類

なお、提出書類について一部または全部を電子納品とすることも可能とし、電子納品とする場合は電子とする項目について、事前に監督員と協議すること。

納品の方法については、「相模原市土木工事共通特記仕様書※　１３．電子納品に関する共通特記仕様書」に基づくこととする。

※掲載先：市 HP（トップページ）≫市政情報≫まちづくり・環境≫公共工事の技術・積算

３　受注者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

第２章　除草・草刈り等

第１５条（目的）

除草・草刈り等は、以下を目的とする。

１　植栽地の美化及び都市美観の維持
２　樹木などの生育阻害の防止
３　病害虫発生の予防
４　火災の防止
５　見通しの確保や車両の雑草巻き込み等の事故発生の防止

第１６条（人力抜根除草）

１　根ごと取り除く。
２　既存植物を傷めないように注意する。
３　抜根除草跡はきれいに整地、清掃する。
４　実生の木本類及び樹木や施設などにからんでいるつる性の草も、取り残しのないよう除去する。
５　同時に中低木刈込み作業を行う場合は、先に抜根除草作業を行うこと。

第１７条（人力草刈り）

１　刈り込み器具はカマなどを用いる。
２　刈りむらのないように均一に刈り込む。
３　刈り残しがないように注意すること。
４　樹木や施設などにからんでいるつる性の草も除去する。
５　刈り跡はきれいに整地清掃する。
６　樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
７　同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に草刈り作業を行うこと。

第１８条（機械除草（肩掛式））

１　作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにする。
２　刈りむらのないように均一に刈り込む。
３　機械刈りのできない場所については、人力草刈りとし、刈り残しのないように仕上げる。
４　刈り跡はきれいに整地清掃する。
５　樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
６　樹木や施設などにからんでいるつる性の草も除去する。
７　防護ネットを配置し、カッターによる小石などの跳ね飛ばし対策を徹底する。また刈り草の吹き出し方向は必ず確認する。
８　のり面の草刈りは、表土の流失を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意するものとする。

第３章　剪定・刈り込み

第１９条（目的）

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

１　美しい都市景観の維持。
２　樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと。
３　病害虫の予防。
４　交通や道路施設の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること。
５　民有地へ枝葉が越境しないよう形状を調整し、美しく整えること。

第２０条（剪定・刈り込みの基本的考え方）

１　地域の生態系、樹木の育成状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
２　同一路線、同一区間の樹冠は、同高、同形になるよう努めること。
３　樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期（※別表 1）により行うこと。
４　樹木が次の状況又はそれに近い状況にある場合は、監督員と協議の上、前項までの事項に関わらず、第２８条に示す通り剪定、刈り込みを行うこと。

（１）枝葉等が、道路構造令で定める建築限界を侵しているとき。
（２）枝葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
（３）枝葉等が道路の区域を越えて民有地に侵入しているとき。

５　ベッコウダケ・コフキダケ等の発生している枝については除去すること。

６ 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。

７ 切り口が５㎝以上の場合には、殺菌・癒合促進剤を塗布すること。

第２１条（冬季剪定）

１　樹高、樹冠を制限した一定の樹形を維持するために行う剪定で、枝葉が伸びた夏季に整った緑とするために、骨組みとなる骨格枝とそれに準ずる枝を作りながら、剪定後の枝条の自然さを失わずに、美しく見えるように行う。

２　剪定時期は、１０月～１２月頃を適期とする。

第２２条（夏季剪定）

１　新しく伸びた枝が外観の樹形、樹冠の乱れや大きくなり過ぎることを防ぐ程度に剪定する。

２　繁茂し過ぎた枝葉を剪定して、通風、日照を良くしたり、台風の被害を軽減させる。

３　できる限り緑陰を保つように剪定する。

４　剪定時期は、８月～１０月を適期とする。

第２３条（常緑樹剪定）

１　初秋（９月～１０月）を適期とする。

２　剪定方法は原則として基本剪定に準ずる。

第２４条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。

主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、整姿剪定を行って樹冠を整える。

第２５条（整姿剪定）

混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形、樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。

原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病害虫枝、ヤゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。

第２６条（剪定の方法）

１　樹木の性状や育成状況に応じた方法により、将来の枝葉の生育方向を見込んで行うこと。

２　枝の切除は枝の分岐部又は芽の直上で行うこと。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、正しい位置と角度により剪定すること。

３　枝の途中又は極端に細い枝を残して太枝を切るような、いわゆる「ぶつ切り」は行わないこと。

４　太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けることを防ぐために、切断予定箇所の数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行うこと。

第２７条（剪定すべき枝）

１　枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝。（危険枝）

２　架線に接近している枝や、信号機、道路標識、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、車両や歩行者の通行や視界を妨げる枝。（支障枝）

３　病害虫に侵され、治療や駆除ができない枝。（病害虫枝）

４　樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝。（逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝）

第２８条（制約条件がある場合の剪定）

１　樹木の枝葉が、民地境界から原則として１．０m以上離れるように剪定する。

２　樹木の枝葉が、原則として架空電線から離れるように剪定する。

３　樹木の下枝高については、道路構造令に基づく建築限界は、車道側４．５ｍ（重要物流道路※においては、４．８m)、歩道側２．５ｍであるが、枝の伸長による垂れ下がりを考慮し、車道側は高さ４．７ｍ（重要物流道路においては、５．０ｍ）を確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹高の低い樹木については、監督員と協議の上、当面、下枝高を定めて剪定する。

※掲載先：国土交通省 HP（トップページ）≫政策・仕事≫道路≫道路の効果≫物流ネットワーク（重要物流道路、大都市環状道路など）≫重要物流道路における交通アセスメント≫重要物流道路、代替・補完路、主要渋滞箇所の位置図

第２９条（刈り込み）

刈り込みハサミや刈り込み機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行うものとする。

第３０条（刈り込みの方法）

１　樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込む。

２　花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意すること。

３　ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないよう、ハサミで切り戻すなどの適切な措置をとること。

４　刈り込み機で刈り込んだ後、裂けたり、つぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻すこと。

５　枯損枝は、切除すること。

６　植樹帯（低木）の仕上がり高さは６０㎝を標準とするが、視認性を確保するために刈り高を低く抑える必要のある植え込み（特に縁石に被さった枝は、縁石の天端面が見えるまで刈り戻すこと）や、遮光の目的で植栽されている生垣等については、監督員と協議し仕上がり高さを決めること。

７　歩道の植樹帯や中央分離帯の中低木は、原則として枝葉を縁石の内側に収めるよう仕上げること。特に車道部への枝葉のはみ出しを防止するよう留意すること。また、横断歩道部の前後５ｍについては、監督員と協議の上、仕上がりの高さを決めること。

８　玉物等、特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施工方法、仕上がり形状等を監督員に確認すること。

第３１条（切り詰め剪定）

切り詰め剪定とは、植樹帯（中木）について、仕上がり高さを６０㎝未満に刈り込むものとする。

第４章　伐採・抜根

第３２条（目的）

樹木の伐採・抜根は、枯損、幹折れ、老朽化や病害虫などに伴い衰弱した樹木について、倒木などの危険防止などを目的とする。

第３３条（伐採・抜根）

１　周辺樹木、施設などを損傷しないよう注意深く行う。

２　伐採は、原則として地際から４０㎝の高さを残し、切り口は面取りし切断面に切り欠きをいれて処理する。
３　伐採した樹木は枝払いをし、一定の長さ（２m以内）に切断する。
４　抜根にあたっては、できる限り根を残さないようにし、また、可能な限り根に付着した泥を落とし、抜根後は埋め戻して整地する。

第５章　病害虫防除

第３４条（目的）

病害虫の発生は、街路樹の健全な育成を妨げ、道路利用者や周辺住民などに対し、不快感や虫刺されなどの被害を与える。このため、病害虫を早期に発見し、発生を認めたら速やかに防除することを目的とする。

第３５条（剪定防除）

１　病害虫の発生枝をすべて剪除する。
２　枝葉についている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下した場合は清掃する。
３　剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。チャドクガの抜け殻等のかぶれる恐れのあるものが認められた場合は、剪定防除を行うとともに、監督員に速やかに連絡する。

第６章　支柱補修等

第３６条（目的）

支柱補修は、以下を目的とする。

１　支柱取付
樹木の健全な育成を図るため、また、強風などにより樹木が傾倒し道路交通や通行人、隣地などに被害を与えないようにするため、支柱の取付けを行う。

２　結束直し
幹の肥大に伴い結束部がくびれ、折れやすくなることを防止又は、しゅろ縄などの腐朽により失われた支柱の機能を回復するために、結束直しを行う。

３　幹巻き除去
不要となった幹巻きは、美観を損なう元であり、また病害虫の原因ともなるため、除去する。

第７章　安全管理

第３７条（目的）

業務の履行を安全かつ円滑に進めるとともに、通行者等の安全確保を目的とする。

第３８条（交通誘導警備員の配置）

作業中の交通安全確保のため、交通誘導警備員を配置すること。

第３９条（保安設備の設置及び現場管理）

１　作業中の安全対策は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。

２　現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

３　受注者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断したときは、監督員は、作業の一時停止を命ずるものとする。

４　作業終了時においては、作業現場付近を十分に清掃し、速やかに使用機器等を搬出し、また、通行の利用に支障のないようにすること。

５　作業中及び作業終了時においては、常に良好な状態を確保しなければならない。

６　受注者は、労働安全衛生法に準拠し、十分な事故の防止及び安全の周知徹底を図ること。

第４０条（作業員の安全管理）

１　作業中は、安全な服装や装備をし、事故の防止及び作業員の安全を図ること。

２　作業に使用する器材は、常に点検し、安全に使用できるよう整備をしておかなければならない。

３　万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係各官庁に報告するとともに、速やかに必要な措置をとること。

第８章　安全訓練等の実施

第４１条（目的）

業務の履行を安全かつ円滑に進めることを目的に、以下に示す内容の安全訓練等を作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て実施する。

１　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育。

２　業務内容の周知徹底。

３　土木工事安全対策施工指針の周知徹底。
４　本業務における災害対策訓練。
５　本業務で予想される事故対策。
６　その他、安全訓練等として必要な事項。

第９章　その他

第４２条（相模原市環境方針の遵守）

受注者は、業務の遂行にあたって、「相模原市環境方針※」の趣旨を理解し業務を行うものとする。

※掲載先：市 HP（トップページ）≫暮らし・手続き≫環境・住まい≫環境≫計画など≫市の計画と施策≫環境方針

第４３条（アイドリングストップの実施）

受注者は、業務実施にあたり車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めるものとする。

第４４条（再生紙の使用及びごみ減量化等の推進）

提出書類については、原則として再生紙を使用するとともに、業務実施に伴って発生するごみの減量化・資源化に推進すること。

第４５条（検査）

検査は、受注者の提出した写真、完了図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の剪定を行うこと。

第４６条（疑義事項）

１　本仕様書に明示されていない事項及び業務の施行の細目については、監督員の指示に従わなければならない。
２　契約書、設計図書に、特に明示されていない事項で、業務の実施上危険防止措置、作業に必要な業務及び当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。
３　内容に疑義が生じた場合は、直ちに監督員へ報告し、協議すること。

別表１　高木剪定の剪定時期

工種	樹種	時期
高木夏季剪定	ユリノキ	８～１０月
	常緑樹	９～１０月
高木冬季剪定	ケヤキ	１０～１２月
	イチョウ	１１～１２月
	メタセコイア	１０～１２月
高木軽剪定	サクラ	７～９月

街路樹管理業務委託特記仕様書

令和８年１０月

相 模 原 市

1　出来形数値基準及び単位

調査数量、出来形数量の表示単位及び数位は原則として次のとおりとする。

①除草面積（　単位：　㎡　）

各路線の細別は、小数点以下第２位まで（第３位を切捨て）

全体数量は、小数点以下を切捨て、整数とする。

②　中低木及び高木（　単位：　本　）

③　幹周（　単位：　ｃｍ　）小数点以下を切捨て

2　面積数量計算等については次のとおりとする。

① 除草面積（除草作業回数は、一部を除き、原則１回とする。）

イ）機械除草（肩掛式）　Ａ×1（回）×０．９０×０．８０

ロ）植込み地　　Ａ×1（回）×０．８０×０．８０

ハ）ウォール部　　Ａ×1（回）×０．８０×０．８０

ニ）芝　　地　　Ａ×1（回）×１．００

なお、植樹桝（高木が植樹されている桝）については、控除率０．８０を乗じること。ただし、除草が不要と思われる箇所（既に地域で除草をしている所等）については、施工対象外とする。その他の植樹桝については、監督員と協議すること。

②　寄植面積（剪定刈込み作業回数は、１回とする。）

樹木の規格・仕様は剪定後の高さとする。

イ）Ｈ＝６０ｃｍ未満

天端面積＝Ｌ×Ｗ

ロ）Ｈ＝６０ｃｍ以上

天端・側面・端部面積＝Ｌ×Ｈ×２＋Ｌ×Ｗ＋Ｗ×Ｈ×２

なお、障害物・樹木の枯れ等で控除する場合は、控除する範囲の状況により、控除率（80%、50%、30%等状況による）を考慮すること。

ハ）切り詰め剪定

天端面積＝Ｌ×Ｗ

③　株　物（アジサイ等）　寄植Ｈ＝60㎝未満に計上する。

１株当たり１．４㎡（投影面積）とする。

④　幹周り

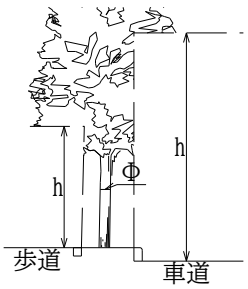
幹周り寸法については、根元の上端から１．２ｍ上がりの位置で測定するものとする。また、幹が枝分かれ（株立樹木）している場合の幹周は、各々の総和の７０％とする。なお、当該測定値と設計値との差が設計値の２０％以内である場合は、設計値の範囲内とみなす。

３　施工管理基準及び写真管理基準

「相模原市土木工事施工管理基準※」及び「相模原市土木工事写真管理基準※」によることとし、定めのない事項について、次のとおりとする。

なお、幹周を除き、出来形管理表、出来形管理図表の作成は不要とするが、施工管理の出来形寸法の管理においては、寸法の測定を定められた密度で実施し、出来形管理写真として整理すること。幹周については、出来形管理表を作成し、完成図書に添付すること。

施工管理基準

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
高木せん定	高さ　h	車道側：4.7m以上（重要物流道路は5.0m以上） 歩道側：2.5m以上	路線毎及び街路樹10本に1箇所測定	
	幹周　Φ	設計値×(1±0.2)の範囲内	全数	
寄植せん定	高さ　h	設計値+50mm	路線毎及び施工内容毎で100mに1箇所測定	

写真管理基準

区分	工種	写真管理項目		
		提出頻度	撮影頻度	整理条件
出来形管理写真	高木せん定	出来ばえ、高さ	路線毎及び街路樹 10 本に1回（出来ばえは施工前後、高さは施工後）	適宜
	寄植せん定	出来ばえ、高さ	路線毎で100mに1回(出来ばえは施工前後、高さは施工後)	適宜

※掲載先：市HP（トップページ）≫市政情報≫まちづくり・環境≫公共工事の技術・積算

４　その他

イ）除草作業には、障害物除去を含んでいる。除草作業においては、作業前に空き缶等の障害物を除去し、適正に処分すること。

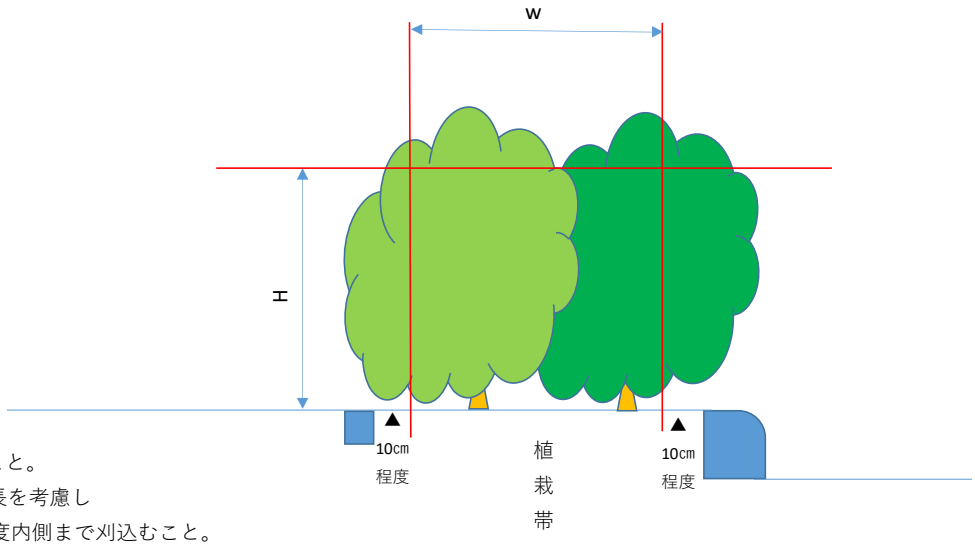
ロ）道路付属施設（道路付属施設および構造物の基礎等）が頻繁にあり肩掛式の使用が危険な場合は、人力施工とする。なお、この場合、監督員に報告し承認を得ること。なお、人力施工から機械施工する場合も同様とする。

ハ）除草面積Ａについては、植樹帯に構造物がある場合は、その構造物（コンクリートブロック、ＡＳ舗装端）の内側面積とする。
ウォール部分の出来形面積算出（除草・寄植剪定刈込み）については、投影面積とする。（側面部分は計上しないこと。）

ニ）業務に必要な過年度の成果については、貸与するものとする。なお、成果品の貸与については、書類を以って貸与依頼すること。

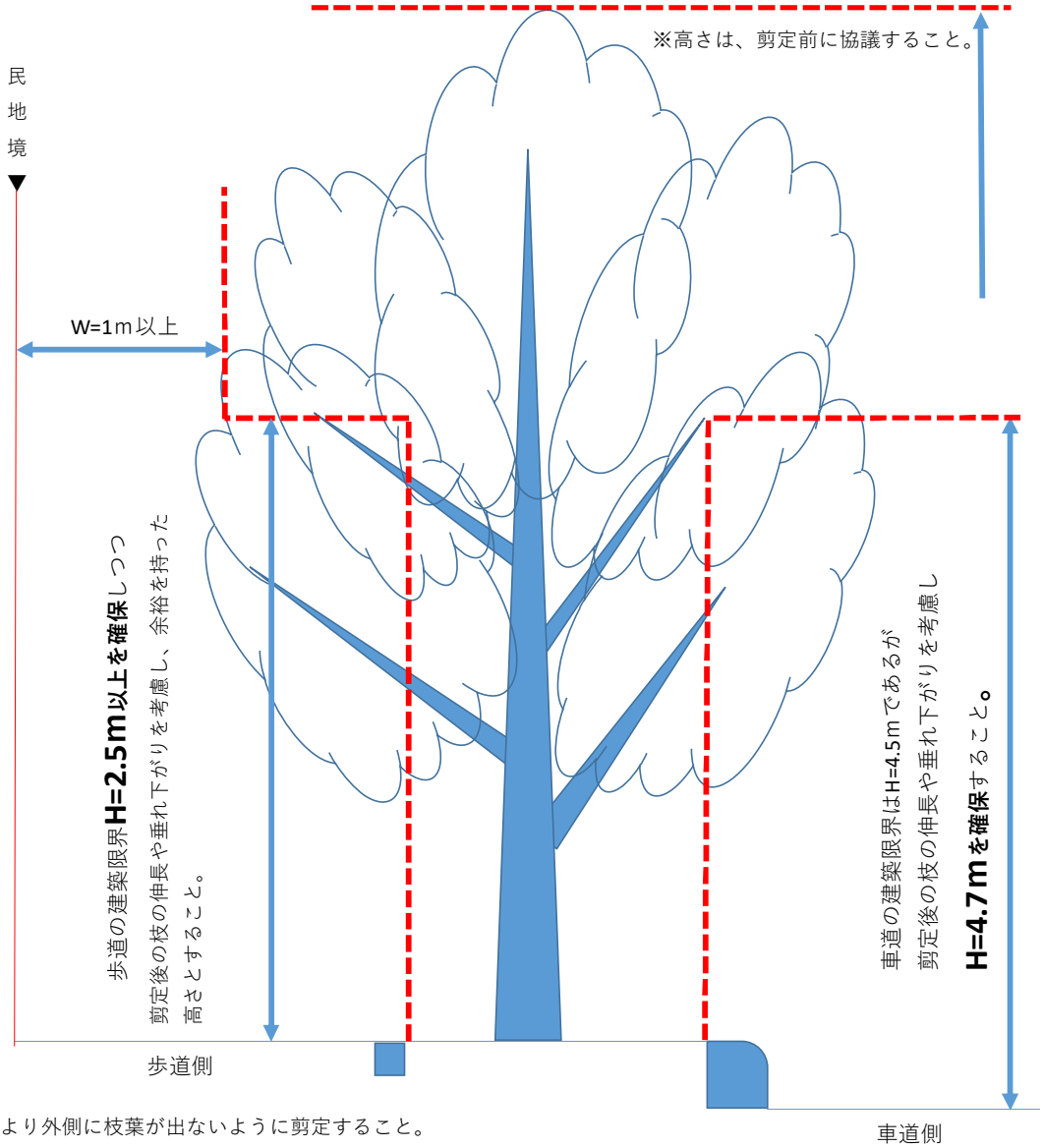
低木・中木・高木剪定仕様

低木剪定



※Hは60cm以下とすること。
※Wは剪定後の枝の伸長を考慮し
縁石の内側より10cm程度内側まで刈込むこと。

中木・高木剪定



※ ▪▪▪▪▪ 破線より外側に枝葉が出ないように剪定すること。

土木工事仕様書等一覧

本工事において適用する仕様書等は相模原市が発行した次のものです。

土木工事共通仕様書	令和８年７月改訂
土木工事共通特記仕様書	令和８年７月改訂
土木工事施工管理基準	平成２６年４月改訂
土木工事写真管理基準	平成２６年４月改訂
道路設計マニュアル	平成２８年４月改訂
道路標準構造図	令和６年４月改訂
下水道設計指針	令和８年４月改訂
下水道標準図	令和８年４月改訂

令和８年１０月

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

1　「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

2　地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和２年４月１日

相模原市長

【相模原市環境基本条例　基本理念】

1　環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

2　環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。

3　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。

4　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。